

上尾市随意契約ガイドライン

令和2年1月

令和8年4月改正

上尾市総務部契約検査課

目次

1	基本的な考え方	1
2	ガイドラインの対象	1
3	随意契約事務の適正執行	2
4	随意契約の判別フロー	4
5	施行令第167条の2第1項第1号～第9号の考え方	5
	(1) 一定額以下の契約	5
	(2) 競争入札に適しない契約をするとき	7
	(3) 特定の施設等から物品を買入れ又は役務の提供を受ける契約をするとき	10
	(4) 新規事業分野の開拓事業者からの新商品の買入契約をするとき	12
	(5) 緊急の必要によるもの	13
	(6) 競争入札に付することが不利なもの	14
	(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約ができるもの	16
	(8) 競争入札に付し入札者又は落札者がいないとき	17
	(9) 競争入札において落札者が契約を締結しないとき	17
6	新年度当初から履行が必要な契約の準備	18
7	随意契約の公表	19

1 基本的な考え方

地方公共団体の契約は一般競争入札が原則であり、地方自治法施行令（以下「施行令」という）で定める一定の場合に指名競争入札または随意契約によることができることとされています。これは、一般競争入札によることが、機会均等の理念に最も適合して公正であり、かつ、価格の有利性を確保し得るという観点に基づくものです。そして、随意契約は法制度上、一般競争入札と対置して最も例外的なものとして位置づけられています。

随意契約は、手続きが簡略で契約手続きの経費の負担が少なく済み、しかも、契約の目的、内容に照らしそれに相応する技術、経験等を有する相手方を選定できるという長所がある半面、相手方選定の不透明さ・恣意性、及び相手方の固定化が懸念されるという短所があります。

このガイドラインは、随意契約を締結する場合において、随意契約の標準的な解釈、指針等を庁内で統一し、公正な契約事務を行うことを目的として定めるものです。

各発注担当課は、随意契約を締結する場合は本ガイドラインを参考にしながら法令根拠、随意契約とする理由、その相手方を選定した理由を明確にし、契約事務の適正執行に努めるものとします。

なお、本ガイドラインで示したものに該当すれば、直ちに随意契約とするべきものではなく、契約ごとの内容、性質、目的のほか、経済性、緊急性等を総合的に検証して慎重に判断する必要があります。

また、過去に随意契約としていたものも改めて点検し、契約の相手方の選定方法について一般競争入札が原則であることを念頭に適宜見直しを行うとともに、予算要求や執行伺（起工等）の時点で、適用する号数に該当することが具体的に明らかであることを必ず確認する必要があります。

2 ガイドラインの対象

随意契約ガイドラインの対象は、市が締結する全ての契約とします。

【読替え】

地方公営企業法の適用を受ける発注機関については、施行令第167条の2第1項各号を、地方公営企業法施行令第21条の13第1項各号に読み替えるものとします。

3 随意契約事務の適正執行

随意契約の事務を行うにあたっては、随意契約は競争入札を原則とする契約方式の例外であることを十分認識し、次の点を踏まえて適正に執行するものとします。

(1) 根拠法令等の明確化

随意契約は、競争入札を原則とする地方公共団体の契約の例外的方法であり、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号から第9号のいずれかに該当する場合のみ行うことができるものです。そのため、当該各号に該当することが明らかであること及び真にやむを得ない理由がある場合に適用できるものとします。

(2) 複数見積徴取の原則

随意契約による場合でも、競争の理念に基づき複数者が履行可能な仕様等に基づきできる限り多くの者から見積書を徴取し、価格を比較検討し、原則として、最も有利な価格で見積書を提出した者を契約の相手方とするものとします。なお、随意契約の場合には最低見積額を提示した者と契約する義務はありませんが、最低見積額を提示した者以外を相手方とする場合には、見積仕様が適正であったか等を含め、公正性が担保されていることを前提とした合理的な説明が必要になります。

(3) 市内業者等の優先的選定

公平性及び競争性を確保することを原則としつつ、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（品確法）の基本理念の実践及び地域経済の活性化を図る観点に鑑み、市内業者を優先して選定することとします。

ただし、受注可能と思われる市内業者等が1者のみの場合は、競争の理念に基づき、市外を含めた2者以上の業者から見積徴取をすることとします。

また、随意契約であっても、競争入札参加資格者名簿に登載された者から選定します（少額で内容が軽易な契約又は特定の業務の契約は少額等随意契約希望者登録者名簿（契約検査課ホームページに掲載）に登載された者からの選定も可とします）。

(4) 特命随意契約とした理由の説明

特命随意契約とする場合は、透明性を高めるため特命随意契約にすると判断した業者選定の経緯（契約の目的、設計内容の確認、調査、協議内容、本契約に該当する理由など）を明らかにし、起案理由に記載する必要があります。この場合、必ず以下の点について発注担当課で確認する必要があります。

- ① 他の所属において類似業務の契約がなされている又は今後計画されている

場合、その契約状況を確認すること。

- ② 近隣自治体等で類似業務の契約がなされている又は今後計画されている場合、その契約状況を確認すること。
- ③ 「特別な技術、機器、設備」を理由とする場合、選定できる業者が1者しかない状況を具体的に説明できること。
- ④ 契約相手方は、委託する主要な業務を再委託する実態はないか確認すること。
- ⑤ 複数年同一業者と契約している場合、法令の改正や状況変化により、現在も競争入札ができない状況であることを確認すること。
- ⑥ 内容（仕様）の変更や工夫（業務の分離・分割等）により、競争入札ができないか確認すること。

（５）適正な見積書の徴取

見積書は、各業者から直接提出することが必要です（郵送可）。

業者がいったん提出した見積書の書換え、引換え又は撤回をさせてはなりません。また、日付等を含めて市が訂正、加筆等するようなことはあってはなりません。

発注担当課は、起工伺から見積合わせまでのすべての過程において複数人によるチェックを行うものとします。

（６）同一の業者との継続した随意契約の不断の見直し

複数年継続して同一の業者を契約の相手方としている場合は、社会状況等の変化や新規業者の参入、事業内容の工夫等で、競争性が生じていないかを確認し、前年度から漫然と随意契約を継続することがないように、予算要求や起工準備を行う都度、確認や検討を行う必要があります。

（７）プロポーザル方式による相手方の選定

プロポーザル方式は、競争入札に替えて事業者から提案等に基づき企画・技術力、実績等を適正に審査し、調達する業務等の目的に最も適した相手方（契約候補者）を選定するものです。契約は、選定された相手方との交渉により決定した仕様等による随意契約を締結します。プロポーザル方式においても、機会均等、競争性、公正性等を図る必要があることから、「上尾市プロポーザル方式運用マニュアル」に基づき、選定を行うものとします。

（８）一括再委託等の禁止

契約の相手方が契約を履行するに当たっては、契約の全部を一括して、または主たる部分第三者に委託等を行うことはできません。その他の部分について再委託等をする必要が生じた場合は、再委託等を行う必要性や業務の範囲、金額及び再委託等を行う相手方の名称・住所を受注者から書面にて提出させ、再委託先における安全性の確保対策等について、発注担当課で審査を行う必要があります。

4 随意契約の判別フロー

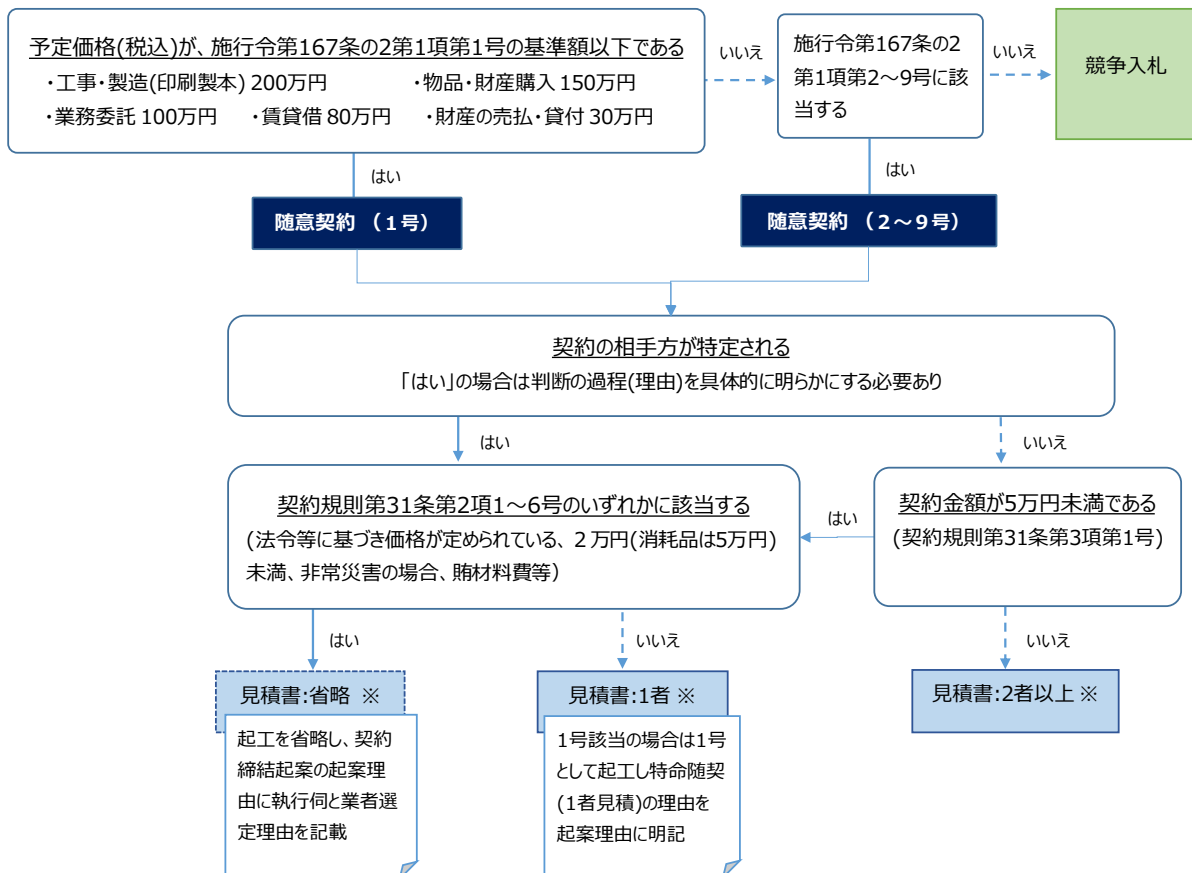
随意契約は、指名競争入札と同様、一般競争入札の例外であり、地方自治法施行令第167条の2に定める次の9つの要件に該当する場合に限り、適用できます。

第1号	予定価格が少額であるとき。
第2号	性質又は目的が競争入札に適さないとき。
第3号	福祉関係施設等から物品の調達や役務の提供を受けるとき。
第4号	ベンチャー企業等から物品等の調達をするとき。
第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みがあるとき。
第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
第9号	落札者が契約を締結しないとき。

上記の9つの要件は、第1号の「少額随意契約」と「その他」の2種類に大別され、さらに「競争見積方式による随意契約」と「特命随意契約」に分けられます。

1者から見積徴取する特命随意契約は、その理由が合理的なものでなければならず、また適正な契約手続きの確保を図る必要性が大きいことに留意して、判断するものとします。

随意契約の判別フロー



※ 2号以外の随意契約は、入札を行わない事由に該当しただけで、直ちに特命随契（1者見積）に該当するものではありません。

該当する者が複数いる場合には複数者からの見積徴取を検討し、1者見積とする場合には業者選定理由を具体的に明らかにしてください。

5 施行令第167条の2第1項第1号～第9号の考え方

(1) 一定額以下の契約

(施行令第167条の2第1項第1号)

売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあっては、予定貸借料の年額又は総額）が施行令別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

契約事務の簡素化及び効率性の観点から、契約の種類に応じた一定金額以下のものについては、競争入札に付さずに随意契約によることができることとされています。

地方自治法施行令別表第5及び契約規則第30条では、次のように契約の種類及び内容ごとに随意契約のできる額の範囲を定めています（以下「少額随意契約」という）。ただし、額の範囲内であっても、契約の相手方が特定される特命随契の場合を除いて、2者以上から見積を徴取し、見積合わせを行います。

号	契約の種類及び内容	予定価格（税込）	説明
1	工事又は製造の請負	200万円以下	工事の請負⇒建設工事、建築物修繕など 製造の請負⇒印刷製本(地図作成など)、綴帳製作など
2	財産の買入れ	150万円以下	不動産、動産の買入れ (地上権、特許権などの無形財産を含む)
3	物件の借入れ	80万円以下	不動産、動産の借入れ ⇒賃貸借、レンタルなど
4	財産の売払い	50万円以下	不動産、動産の売払い (地上権、特許権などの無形財産を含む)
5	物件の貸付け	30万円以下	不動産、動産の貸付け
6	前各号に掲げるもの以外のもの	100万円以下	役務の提供 ⇒測量・設計業務、清掃・警備業務など

【特記事項】

- ※1号と他の号の理由とが競合した場合には、1号を適用する。
- ※「工事の設計監理」は「製造の請負」に含まない。
- ※デザイン(キャラクタ含む)や文面の作成等を依頼する場合は、「業務委託」となる。
出来上がっている原稿を印刷する場合(チラシ、封筒印刷等)は、「印刷製本」となる。
1度印刷した物を増刷する場合は、「印刷製本」となる。
- ※「物件の借入れ」、「物件の貸付け」の場合は、年額または総額による。
- ※単価契約の場合は、委託限度額（又は請負限度額）限度額による。
- ※長期継続契約の場合は、賃貸借契約期間の総額による。

注意

意図的な分割発注等の禁止

地方自治体の事務の執行にあたっては、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないとされ（地方自治法第 2 条第 14 項）、入札・契約手続も、公正性や機会均等性、経済性を確保することが求められています。

入札を回避するために、特に分割した契約を締結しようとする意図の下に行われる次のような行為は、実質的には違法行為であり、厳に慎まなければなりません。

<禁止行為の例>

- ・ 設計額が随意契約が可能な少額に収まるように、事業等に必要な分量や回数等を分割した仕様とすること。
- ・ 複数の内容又は工事をまとめて設計する際、少額随意契約による契約締結ができる金額の範囲で設計すること。
- ・ 年度内に同様の内容又は工事を契約することが明らかであるにもかかわらず、限度額以下の少額の金額に分割して設計すること。
- ・ 一括して競争入札にかけることが可能であるにもかかわらず別発注とすること。
- ・ 必要な仕様の一部を、少額随意契約により契約を締結するために分割し、契約後に変更契約を行うこと。

(2) 競争入札に適しない契約をするとき

(施行令第167条の2第1項第2号)

不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

物品の製造やその他の契約における「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」の代表的な類型として、次のような場合が考えられます。

- ・ 特定の者でなければ契約の目的物が納入できないものであるとき
- ・ 特定の者でなければ役務の提供ができないものであるとき
- ・ 特定の者でなければ施工ができないものであるとき

システムや設備等に係る保守等で、開発や設計をした業者でなければ履行ができないものであるとき等以外で、発注者が求める条件や仕様が特定の者でなければできないことを理由とした随意契約が必要となる場合があります。

この場合には、相手方に求める実績や資格、履行にあたっての条件や仕様等は、地方公共団体としてこの点さえ満足できればよいという最低限のものとし、可能な限り競争原理を導入することが必要です。

条件の設定の考え方次第では、受注要件として特定の業者を想定した条件や資格を定めたり、設計にあたって細部まで仕様を決定したりすることで、事実上1者の製品やサービスに絞ることができてしまいます。

このような条件設定は、入札による相手方の決定という原則が事実上達成されなくなるため、事業の実施にあたり必須であることを、具体的に明らかにする必要があります。同様の業務の他団体での仕様や契約方法、類似の製品やサービスの内容を比較し、競争性を確保した仕様の作成を優先的に検討するものとし、(3「(4)特命随意契約とした理由の説明」参照)。

【特記事項】

この号に該当した場合には、契約規則第31条第3項第2号に該当し、1者からの見積りのみで契約（以下「特命随意契約」という。）することができます。

注意

- ・ 毎年度同じ契約を行う場合でも、時間の経過や状況の変化により、新たに履行可能となる事業者が増えることも考えられます。また、一般的な機械設備の保守等は、製造者や設置業者以外で保守が可能な場合があるため、予算要求及び起工前に必ず情報収集し、競争入札の可否について検討するものとし、

【物品納入・業務委託等の例】

- ① 相手方及び価格が一定であり、競争性がないと認められる場合
郵便切手、郵便葉書、収入印紙、官報等（契約規則第31条第2項第1・2号該当）
- ② 市の行為を秘密にする必要があると認められる場合
試験問題の印刷物の発注等
- ③ 契約の目的物が特定の者でなければ納入できないと認められる場合
不動産の買入れ等
- ④ 特殊の性質を有する品物の買入れ、買入れ先が特定されている特殊の技術（特許等）を必要とすると認められる場合
市有の材木を売払い、その材木で特殊な机を製造させるような場合等
- ⑤ 市が試験をするため物品の製造等をさせる必要があると認められる場合
特殊な規格、品質等が要求される場合等
- ⑥ 特定のものでなければ役務を提供することができないと認められる場合
特殊な技術を用いて設計・施工した施設・設備の保守・点検業務の場合等
- ⑦ 電算システムの改造、改良、保守、点検等について、当該システムの特許権、著作権その他の排他的権利を有するシステム開発者にしかできないと認められる場合
- ⑧ 既存の電算システムの開発者以外の者にプログラムの増設・追加等を履行させると、既存の電算システムの運用に著しく支障が生じるおそれがあると認められる場合
- ⑨ 法令等により契約の相手方が特定されていると認められる場合
- ⑩ 施設の維持管理において、他の施設（市以外の者が所有管理する施設を含む）と一体的に維持管理しなければ業務上支障が生ずると認められる場合
- ⑪ 契約の目的を達成するためには、能力その他の複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが複数存在するが、すべての条件を満たす者が1者に特定されると認められる場合
- ⑫ プロポーザル方式（※1）、納入業者見積合せ（※2）等により契約の相手方を予め特定している場合
※1 プロポーザル方式においては、企画提案や技術提案を受けるものの、当該提案内容をそのまま契約内容とするのではなく、あくまで契約交渉の相手方である事業者（契約候補者）を特定するだけに留まります。具体的な調達内容は、特定した契約候補者と交渉・調整を行い決定し、決定した内容・条件等に基づいて契約を締結します。
※2 機器等の納入業者見積合せを行った際、納入業者が当該機器の保守を行うこととしている場合等
- ⑬ リース期間満了後に業務上の必要があるため、相当と認められる期間に限って再リースを行う必要があると認められる場合

【工事等の例】

- ① 特殊な技術、機器又は設備等を必要とするもので、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないと認められる工事
 - ア 特許工法等の新開発工法等を用いる必要があると認められる工事
 - イ 文化財その他極めて特殊な建築物等、施工者が特定される補修、増築等の工事
 - ウ 実験、研究等の目的に供する極めて特殊な設備等、施工可能な者が特定される設備、機器等の新設、増設等をする必要があると認められる工事
 - エ ガス事業法等の法令等の規定に基づき施工者が特定される工事
- ② 施工上の経験、知識を特に必要とするもの又は現場の状況等を現に把握している者に施工させる必要があると認められる工事
 - ア 本施工に先立ち行われる試験的な施工の結果、試験的な施工を行った者に施工させなければならないと認められる工事
 - イ 既設の設備の開発・設計を行った者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生ずるおそれがある設備、機器等の増設、改修等をする必要があると認められる工事
 - ウ 埋蔵文化財の調査、発掘、移転等で、特殊な技術、手法等を用いる必要があると認められる工事

(3) 特定の施設等から物品を買入れ又は役務の提供を受ける契約をするとき

(施行令第167条の2第1項第3号)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第27項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第十六条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第三条第一項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）（以下この号において「障害者支援施設等」という。）において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第4項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

障害福祉等の増進といった一定の政策目的のために、必要な随意契約を締結することができるかとされています。この号による随意契約の対象となるのは、上記に掲げる福祉関連施設等において製作された物品を当該福祉関連施設等から買入れる契約又は役務の提供を受ける契約をする場合であり、工事請負契約は該当しません。

この号を適用して契約した例として、(公)上尾市シルバー人材センターとの契約がありますが、契約の原則である機会均等、透明性及び公正性を確保するため、契約規則第30条の2の規定により、契約を締結する前にあつては契約の相手方の決定方法、契約の選定基準等を公表し、契約を締結した後にあつては契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由等を公表しています。

また、平成25年4月に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が制定されたことを受け、市は率先して障害者就労施設、在宅就業障害者及び在宅就業支援団体（以下「障害者就労施設等」という。）の受注の機会の増大を図るため、上尾市障害者優先調達推進方針を定め、調達実績を公表することとしています。

【特記事項】

(公)上尾市シルバー人材センターとの契約について

(公)上尾市シルバー人材センターが会員に提供する業務は、「臨時的かつ短期的な就業又軽易な業務」で、なおかつ「他の雇用機会を浸食しない」業務に限られています。「臨時的かつ短期的な就業」とは、生計の維持を目的とした本格的な就業ではなく、月当たり10日程度以内の就業をいい、「軽易な業務」とは、労働時間がおおむね週20時間を超えない範囲のものとされています。

また、市と(公)上尾市シルバー人材センターとの契約形態は、「業務委託契約」であり「労働者派遣契約」ではないため、直接労働者に対して指揮命令をすることはできません。

労働者派遣契約の場合は、公益財団法人いきいき埼玉と契約をすることになります。

注意

第3号に該当し随意契約とする場合に、該当する者が1者しかいない場合には特命随意契約とすることができますが、民間企業の受注機会が減少につながるなどの懸念もあることから随意契約とする判断は慎重に行う必要があります。

(4) 新規事業分野の開拓事業者からの新商品の買入契約をするとき

(施行令第167条の2第1項第4号)

新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

地方自治法施行規則第12条の3により市長の認定を受けた事業者は、他に類がないものを生産、加工又は役務の提供において、その生産物等には新規性があり、他の者による同類の生産物若しくは役務よりも優れた機能性があること、地方公共団体はその機能性からもたらされる利益をさらに享受することができることから、これらを調達することは、経済性及び競争性の原則の支障にならないものであると考えられています。

第4号による随意契約の対象は、新商品の買入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供を受ける契約であり、工事請負契約は該当しません。

市では、第4号を適用して契約をするときには第3号と同様の公表が必要となります。

(5) 緊急の必要によるもの

(施行令第167条の2第1項第5号)

緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

「緊急の必要」とは、災害その他非常緊急時において、競争入札の方法による手続を取ると、公告の期間を短縮してもその時期を失し、あるいは全く契約の目的を達することができなくなり、経済上はなほだしく不利益を被るような場合をいいます。

本号の適用には、これらの客観的な事実に基づいて個々具体的に認定する必要がある、単に事務処理が間に合わない等の事務の遅延により、競争入札に付する期間が確保できないというような理由では適用できません。

また、可能な場合には、複数の事業者から見積書を徴取するなど、経済的合理性に留意する必要があります。

【工事等の例】

- ① 以下のような緊急に施工しなければならない工事であり、かつ、競争入札に付す時間的余裕がないと認められる場合
 - ア 堤防崩壊、道路陥没、地すべり等の災害に伴う応急工事
 - イ 電気、機械、給排水設備等の故障、施設等の損壊または不具合に伴う緊急復旧工事
 - ウ 災害の未然防止のための応急工事

【物品納入・業務委託等の例】

- ① 堤防崩壊、道路陥没、地すべり等の災害に伴う復旧用資材の買入れや復旧用資材の運搬車両の借入れを緊急に実施する必要があると認められる場合
- ② 水道・下水道施設等の設備機能等の故障により、緊急に機能を復旧する必要があると認められる場合
- ③ 感染症の発症により、蔓延防止のための薬品や衛生材料の買入れを緊急に実施する必要があると認められる場合
- ④ OAシステム・インターネットを通じた申請・申込システム等の市民サービスを提供している場合で、緊急に復旧をしなければ、市民生活に多大な損害や利便性低下が生じると認められる場合
- ⑤ 自然災害等により、緊急に調達が必要であると認められる場合
- ⑥ 堤防崩壊、道路陥没、地すべり等の災害への対応やその未然防止に伴う資材運搬や警備等を緊急に実施する必要があると認められる場合
- ⑦ 堤防、橋りょう、遊具等の点検などの災害の未然防止のための業務を緊急に実施する必要があると認められる場合
- ⑧ 電気、機械設備等の故障、施設の破損又は不具合により、緊急に復旧しなければ利用者の安全性を損なうと認められる場合
- ⑨ 公の秩序維持のための警備に関連する業務や災害発生時の住民避難に関する業務を緊急に実施する必要があると認められる場合
- ⑩ 解散による選挙など法令等の規定により業務を行う期間が短く、緊急に必要とする備品を調達する必要があると認められる場合

(6) 競争入札に付することが不利なもの

(施行令第167条の2第1項第6号)

競争入札に付することが不利と認められるとき。

この号は、競争入札に付することが、随意契約によるよりも納期・工期や経費面で不利となることが認められる場合に該当します。

具体的には、地方公共団体にとっての経済性の確保の観点等から明らかに地方公共団体にとって損害が生じるおそれがある等の不利益がある場合と認められるものが想定されています。

- ・ 契約履行中の工事、製造又は物品の買入に直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利である場合
- ・ 買入を必要とする物品が多量であって、分割して買入れなければ売惜しみその他の理由により価格を騰貴させるおそれがある場合
- ・ 至急に契約をしなければ、契約をする機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約をしなければならないこととなるおそれがある場合

この号を適用する場合は、「入札に付することが不利と認められる」ことの根拠を具体的に確認する必要があります。

【工事等の例】

- ① 現に契約履行中の受注者以外に履行させることは、工期の増加、経費の増大等につながり不利と認められる場合
 - ア 当初予期し得なかった事情の変化等により必要になった追加工事
 - イ 本体工事と密接に関連する付帯的な工事（当初から当然に予想される工事を除く。「注意」参照。）
- ② 他の発注者の発注に係る現に施工中の工事と交錯する箇所での工事で、当該施工中の者に施工させることにより、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保する上で有利と認められる場合
 - ア 鉄道工事等と立体交差する道路工事等の当該交差箇所での工事
 - イ 他の発注者の発注に係る工事と一部重複、錯綜する工事

【物品納入・業務委託等の例】

- ① 現に契約履行中の受注者以外に履行させることは、期間の増加、経費の増大等につながり不利と認められる場合。
 - ア 当初予期し得なかった事情の変化等により必要になった追加業務
 - イ 本体業務と密接に関連する付帯的な業務（当初から当然に予想される業務を除く。「注意」参照。）
- ② 既設の機器、設備等が引き続き利用可能であり、競争入札で業者が変わると経費がかさみ、不利と認められる場合
 - ア 機械警備等で施設のドアや窓枠等に機器が多数取り付けられてあり、業者の変更により当該機器の取り換えが必要となる業務

【特記事項】

第6号は、経費や期間等を考慮しなければ履行可能な業者が複数あるが、競争入札に付することによって経費が増大する等、地方公共団体にとって不利と認められる場合に適用できます。

第6号に該当する者が1者のみの場合には、特命随意契約に該当して1者からの見積りにより契約手続きを行います。が、「不利と認められる」ことを確認するための根拠資料として、費用比較を行う必要があります。

注意

当初の契約を締結するに当たって、関連工事（業務）の施工（履行）が当然予想されるにもかかわらず、関連分を含めずに契約を行うことは、関連工事の施工を見越して当初の契約について損失を承知の上で安く見積り、関連工事を随意契約によって締結しようとする考えを招くこととなります。

したがって、厳にこのような作為を用いた方法は避けるべきです。

(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約ができるもの

(施行令第167条の2第1項第7号)

時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

「著しく有利な価格」とは、一般的には品質、性能等が他の物件と比較して問題がなく、かつ、予定価格から勘案しても、競争入札に付した場合よりも誰がみてもはるかに有利な価格で契約できる場合です。

「時価に比して著しく有利な価格」の判断基準は明確にできるものではなく、「競争入札に付した場合より安価」になる事の判断も不確定であることから7号を適用する場合は、市場調査を行う等、慎重に決定することが必要です。

また、工事に関しては「公共工事の品質確保」という観点からも、慎重な判断が求められます。

【工事等の例】

- ② 特定の施工者が、施工に必要な資材等を当該現場付近に多量に所有するため、当該者と随意契約することにより、競争入札に付した場合よりも著しく有利な価格で契約することができるものと認められる工事
- ③ 特定の施工者が開発し、又は導入した資機材、作業設備、新工法等を利用することにより、競争入札に付した場合よりも著しく有利な価格で契約することができるものと認められる工事

【物品納入・業務委託等の例】

- ① ある物品を購入するにあたり、特定の業者がその物品を相当多量に保有し、しかも他の業者が保存している当該同一物品の価格に比べて著しく有利な価格をもって契約することができる見込みがある場合
- ② 特定の者が開発したシステム等を利用することにより、競争に付した場合よりも著しく有利な価格で契約することができるものと認められる場合

(8) 競争入札に付し入札者又は落札者がいないとき

(施行令第167条の2第1項第8号)

競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

「競争入札に付し入札者がいないとき」とは、一般競争入札又は指名競争入札に付したが、応じる入札者がいなかったときです。また、「再度の入札に付し落札者がいないとき」とは、競争入札に応じる入札者はいたが、予定価格の制限の範囲内（で最低制限価格以上）の価格で入札した者がなかったため、直ちに再度の入札に付したものの、なお落札者がいなかったときです（※）。

ただし、このような場合に必ず随意契約としなければならないのではなく、上尾市では原則として、一般競争入札では入札参加条件の変更、設計の見直し又は競争入札方法を変更し、また指名競争入札では、設計の見直し又は指名業者の入れ替えを行って再度の競争入札を行うこととしています。

※ 再度の入札

再度の入札とは、競争入札における開札をした場合に、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき）に、その場における同じ顔ぶれで、第一回目に定めた予定価格で行う再度の入札のことです。

当市では予定価格を事前に公表しているため、再度の入札は行わないこととしており、「再度の入札に付し落札者がいないとき」に該当する運用はありません。

なお、改めて入札の公告からやり直すものは再度公告入札であり、競争それ自体は初度の競争入札とは別個のものとして行われるもので再度の入札とは異なります。

(9) 競争入札において落札者が契約を締結しないとき

(施行令第167条の2第1項第9号)

落札者が契約を締結しないとき。

競争入札の結果、落札者が決定したにも関わらず、規定の期間内にその落札者が契約を締結しない場合は、改めて競争入札を行う時間がない場合もあるため、当該落札価格の範囲内で他の者と随意契約をすることができます。

ただし、この場合は、履行期限を除くほか、予定価格、入札の条件を変更することはできません。本号を適用して随意契約を行う場合は、順次、次順位の者から見積書を徴取し、落札金額の範囲内において契約を締結することになります。

見積徴取の結果、全ての入札参加者が落札価格に達しなかった場合は、設計内容を変更し、改めて競争入札を行うものとします。

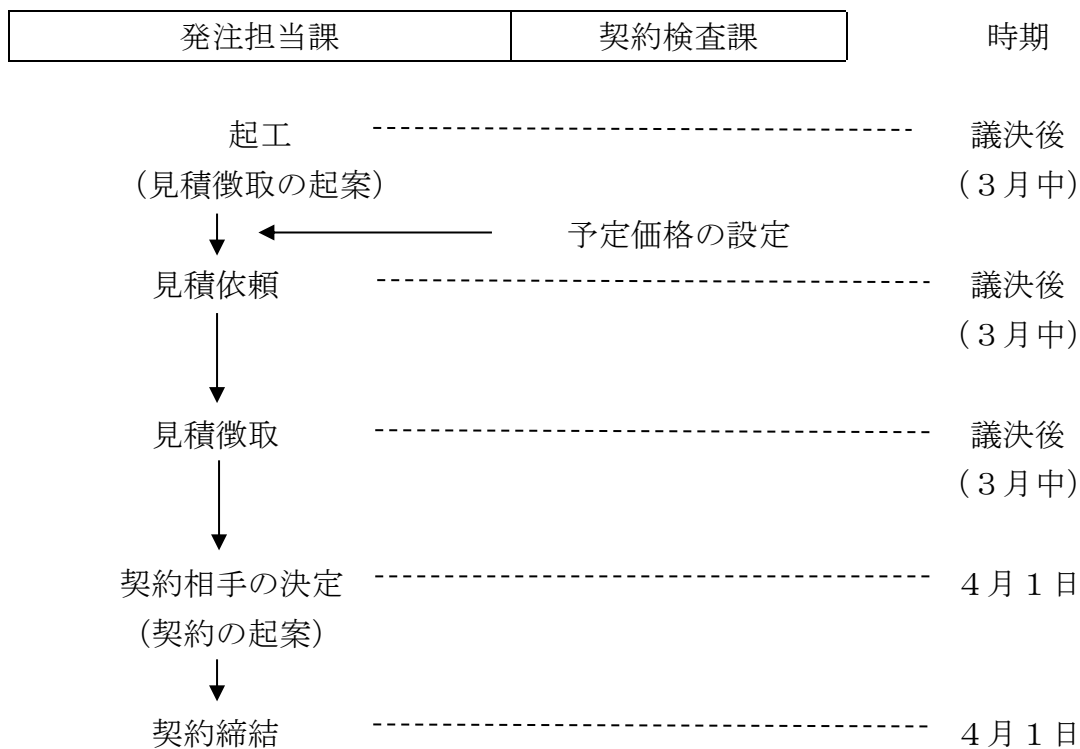
6 新年度当初から履行が必要な契約の準備

施行令第167条の2第1項各号の規定により随意契約とするもので、新年度当初から履行の必要がある契約（債務負担行為の設定をしないもの）については、当該年度の当初予算の議決を経たからの起工となります。以下の事務の流れに沿って契約事務を行ってください。

一般的に施設管理の業務委託契約など施設運営にあたり1日も欠かすことなく業務を履行する必要があるものについては、契約締結日を4月1日とする必要があります。この手続きは、4月1日に契約をしなければならない業務の履行に空白期間が生じないようにするための措置です。

なお、競争入札に付し、新年度当初からの履行が必要な契約（施設管理等にかかる業務委託契約など）については、入札を前年度中に行う必要があるため、入札等の期間を考慮して、債務負担行為を設定等の予算措置を行い、前年度中に契約事務を行う必要があります。

【事務の流れ（随意契約）】



7 随意契約の公表

随意契約で締結した契約は、契約事務の透明性及び公正性を確保するため、ホームページにより公表します。(担当：契約検査課)

○公表対象

施行令第167条の2第1項第1号から第9号の規定により随意契約としたもの。ただし、第1号（予定価格が少額であるもの）は、工事の請負に限ります。

○公表の内容

【第1号、第2号、第5号から第9号】

- ① 発注所属
- ② 契約の名称
- ③ 根拠条項
- ④ 随意契約によることとした理由
- ⑤ 契約の相手方となった者の称号又は名称
- ⑥ 契約を締結した年月日
- ⑦ 契約金額

【第3号、第4号】

- ① 契約の名称
- ② 契約の内容
- ③ 契約の発注の見通し
- ④ 契約の相手方の決定方法及び選定基準
- ⑤ 契約の相手方となった者の名称及び住所
- ⑥ 契約を締結した年月日
- ⑦ 契約金額
- ⑧ 契約の履行の期限又は期間
- ⑨ 契約の相手方とした理由

(注) 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令」第7条に規定する公表内容は、別途「埼玉県入札情報公開システム」において公表しています。